

新庄市監査公告第20号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年12月9日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 石川 正志

記

1 監査の種類 財政援助団体等（指定管理者）監査

2 監査の対象 新庄市民文化会館
(指定管理者 NPO法人 芸術文化振興市民ネット新庄)
令和3年度の施設管理に関する事務の執行について

3 監査の期間 令和4年10月14日から令和4年11月18日まで

4 監査の方法

監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

5 監査の結果

指定管理事業について、提出された資料等に基づき、関係帳簿を照合確認した結果、計数的に正確であると認めた。また、施設の管理運営についても概ね妥当であると認めた。